





<p>■ 労働基準法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上限規制（36協定の締結） ・年5日の年次有給休暇の確実な取得 ・月60時間超の残業の割増賃金率 ・フレックスタイム制の拡充 ・高度プロフェッショナル制度の創設 	<p>○各労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー 徳島 ☎088-622-8138 鳴門 ☎088-686-5164 三好 ☎0883-72-1105 阿南 ☎0884-22-0890</p> <p>○徳島労働局労働基準部監督課 ☎088-652-9163</p>
<p>■ 労働安全衛生法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の状況の客観的な把握 ・産業医・産業保健機能の強化 	<p>○各労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー 徳島 ☎088-622-8138 鳴門 ☎088-686-5164 三好 ☎0883-72-1105 阿南 ☎0884-22-0890</p> <p>○徳島労働局労働基準部健康安全課 ☎088-652-9164</p>
<p>■ 労働時間等設定改善法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務間インターバル制度の導入 ・時間外労働等改善助成金（勤務間インターバル導入コース） 	<p>○徳島労働局雇用環境・均等室 ☎088-652-2718</p> 
<p>■ パートタイム・有期雇用労働法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートタイム労働者・有期雇用労働者と正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止 	<p>○徳島労働局雇用環境・均等室 ☎088-652-2718</p>
<p>■ 労働者派遣法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣労働者と正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止 	<p>○徳島労働局職業安定部需給調整事業室 ☎088-611-5386</p>

資料

働き方改革関連法に関する各種リーフレットは厚生労働省ホームページに掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html



<p>働き方改革に関する総合的なワンストップ相談・支援窓口</p>	<p>徳島働き方改革推進支援センター ☎0120-967-951</p> <p>就業規則の整備や36協定の締結、同一労働同一賃金ガイドラインに沿った雇用管理などについて、労務管理の専門家（社会保険労務士）が下記の方法により技術的なアドバイス・支援を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;"> 電話・メール、来所による 個別相談 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;"> 団体・自治体等の相談窓口 への専門家派遣 </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 相談 無料 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;"> 商工会議所等における セミナー開催（個別相談会） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white;"> 企業に対する個別コンサルティング への専門家派遣 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #0070c0; color: white; margin-top: 10px;"> セミナー開催情報をホームページとFacebookで随時発信しています。 徳島働き方改革推進支援センター https://www.tokushima-sr.jp/ </div> 	
<p>医療機関における勤務環境改善の相談・支援窓口</p>	<p>徳島医療労務管理相談コーナー ☎088-654-7738</p>	<p>医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、下記の方法により総合的なサポートをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話による相談支援 ○医療機関への訪問による個別支援 
<p>経営上のあらゆる課題に関するワンストップ相談・支援窓口</p>	<p>徳島県よろず支援拠点 ☎088-676-4625</p> 	<p>生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について専門家が相談に応じます。</p> <p>相談スタッフスケジュールやセミナー情報などが掲載されています。</p> <p>徳島県よろず支援拠点 https://www.our-think.or.jp/?p=288182</p> 

1. 労働時間法制の見直し

見直しの内容

① 残業時間の上限を規制します。

(改正前) 法律上は、残業時間の上限がありませんでした (行政指導のみ)。

(改正後)

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結、届出た協定に基づいて労働させる場合

- ◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。
- ◎ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、以下を超えることはできません。
 - ・年720時間以内
 - ・月100時間未満 (休日労働を含む)
 - ・複数月平均80時間以内 (休日労働を含む)



対象期間の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させた時間及び休日において労働させた時間の1箇月当たりの平均時間

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

② 「勤務間インターバル」制度の導入を促します。

「勤務間インターバル」制度とは？

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みです。



この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。

③ 1人1年あたり5日間の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます

(改正前) 労働者が自ら申し出なければ、年休を取得できませんでした。

- ①労働者が使用者に取得希望時季を申出
例「〇月〇日に休みます」
- ②〇月〇日に年休が成立

そもそも、①の希望申出がしにくいという状況がありました。→ 我が国の年休取得率：51.1%

(改正後)

使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年5日は取得していただきます。

- ①使用者が労働者に取得時季の希望を聴取
- ②労働者の希望を踏まえ使用者が取得時季を指定
例「〇月〇日に休んでください」
- ③〇月〇日に年休が成立

※ 2019年4月1日以後の最初の基準日から適用

④ 月60時間を超える残業は、割増賃金率を上げます (25%→50%)

- ▶ 中小企業で働く人にも適用 (大企業は平成22年度～)

⑤ 労働時間の状況を客観的に把握するよう企業に義務づけます。

- ▶ 働く人の健康管理を徹底
 - ▶ 管理監督者、裁量労働制適用者も対象

⑥ 「フレックスタイム制」により働きやすくするため、制度を拡充します。

- ▶ 労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を延長 (1か月→3か月)
 - ▶ 子育て・介護しながらでも、より働きやすく

⑦ 専門的な職業の方の自律的で創造的な働き方である「高度プロフェSSIONAL制度」を新設し、選択できるようにします

2. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

改正の概要

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
ガイドライン※を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示しています。

※ 正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者及び派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないか、原則となる考え方と具体例を示したものです。

(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

- (1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇
- (2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。



←パートタイム・有期雇用労働法対応の取組手順書



② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができるようになります。

事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続（行政ADR）の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続を行います。

「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

働き方改革関連法の施行時期

1 労働時間法制の見直し	実施時期				
	2019年 (R1)4月	2020年 (R2)4月	2021年 (R3)4月	2022年 (R4)4月	2023年 (R5)4月
◆残業時間の上限規制 ※適用猶予・除外の事業・業務 自動車運転の業務、建設事業 医師、新技術・新商品等の研究開発業務					
				大企業	
				中小企業	
◆勤務間インターバル制度の導入(努力義務) ◆1人1年あたり5日間の年次有給休暇取得の義務づけ ◆労働時間の客観的な把握の義務づけ ◆「フレックスタイム制」の拡充 ◆「高度プロフェッショナル制度」の創設 ◆産業医・産業保健機能の強化					
				大企業	
				中小企業	
◆月60時間超の残業の割増賃金率の引上げ					中小企業
2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	実施時期				
	2019年 (R1)4月	2020年 (R2)4月	2021年 (R3)4月	2022年 (R4)4月	2023年 (R5)4月
◆パートタイム労働法、労働契約法の改正 (パートタイム・有期雇用労働法の施行)					
				大企業	
				中小企業	
◆労働者派遣法の改正					
				大企業	
				中小企業	

3. 働き方改革を進める上で役に立つ助成金制度（令和元年度）

働き方改革を進める事業主を支援します

時間外労働等 改善助成金

徳島労働局雇用環境・均等室
☎088-652-2718

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行います。

- ★時間外労働上限設定コース（時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成）
- ★勤務間インターバル導入コース（勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）
- ★職場意識改善コース（年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成）
- ★団体推進コース（3社以上の中小企業事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）
- ★テレワークコース（テレワークを導入・拡充する事業主に対し助成）

問合せはテレワーク相談センターへ ☎0120-91-6479

最低賃金引上げのための支援策

業務改善助成金

徳島労働局雇用環境・均等室
☎088-652-2718

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

仕事と家庭の両立のための支援策

両立支援等助成金

徳島労働局雇用環境・均等室
☎088-652-2718

従業員の職業生活と家庭生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業主を支援する制度です。

- ★出生時両立支援コース（男性労働者の育児休業取得促進に取り組む事業主に対し助成）
- ★介護離職防止支援コース（介護離職防止に取り組む事業主に対し助成）
- ★育児休業等支援コース（育児休業の円滑な取得・職場復帰等に取り組む事業主に対し助成）
- ★再雇用者評価処遇コース（妊娠、出産、育児等を理由に退職した労働者の再雇用制度を導入し希望者を採用した事業主に対し助成）
- ★女性活躍加速化コース（女性活躍推進法に基づき行動計画を策定し、目標を達成した中小企業事業主に対し助成）

従業員の処遇や職場環境改善等を図る
事業主を支援します

人材確保等支援助成金

徳島労働局職業安定部職業対策課
☎088-611-5387

雇用管理制度や介護福祉機器の導入、介護・保育労働者に対する賃金制度整備等に取り組む企業を支援します。

- ★雇用管理制度助成コース
- ★人事評価改善等助成コース
- ★介護福祉機器助成コース
- ★設備改善等支援コース
- ★介護・保育労働者雇用管理制度助成コース
- ★働き方改革支援コース
- ★中小企業団体助成コース

非正規雇用労働者のキャリアアップに
取り組む事業主を支援します

キャリアアップ助成金

徳島労働局職業安定部職業対策課
☎088-611-5387

非正規雇用労働者の正社員化や賃金規定等の増額改定、正規雇用労働者との賃金規定・諸手当制度の共通化等の取組を支援します。

- ★正社員化コース
- ★諸手当制度共通化コース
- ★賃金規定等改定コース
- ★選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- ★健康診断制度コース
- ★短時間労働者労働時間延長コース
- ★賃金規定等共通化コース

企業の人材育成と
労働者のキャリア形成を支援します

人材開発支援助成金

徳島労働局助成金センター
☎088-622-8609

通常の業務を離れて行う社員訓練（OFF-JT）や通常の業務の中で行う社員訓練（OJT）について、経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

- ★特定訓練コース
- ★建設労働者認定訓練コース
- ★一般訓練コース
- ★建設労働者技能実習コース
- ★教育訓練休暇付与コース
- ★障害者職業能力開発コース
- ★特別育成訓練コース

